

小樽商科大学における「独占禁止法教室」の開催について

平成27年6月1日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成27年6月8日（月）
4時限目 14：30～16：00
- 2 場 所 小樽商科大学 3号館 406講義室
北海道小樽市緑3丁目5番21号
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局職員
- 4 対象者 小樽商科大学 商学部学生
- 5 テーマ 「成長の基盤たる競争政策と公正取引委員会」

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課

電話 011-231-6300

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/